

◆大阪北部地震、およびその後の風水害被害のふりかえりと今後の課題

大阪北部地震、およびその後の風水害被害のふりかえりと今後の課題について、一般質問いたします。若干、昨日の質問と重なる部分もありますが、よろしくお願いします。

6月18日の大阪北部地震では、中部・東部に比較的被害が集中しました。また大きな被害に遭うことはなくても、心理的な不安を覚えた市民が少なからずいらっしまったと思います。続く大雨災害、そして台風21号においては暴風が停電を引きおこす、という経験をしました。

今後も大規模な地震の可能性があり、また近年気候変動で亜熱帯化しつつある気候変動を考えれば、台風もさらに増えるであろうと想定されます。

自然災害の場合は予め、予想が可能であるため、事前に市民に対し対策をしっかりと伝えることがポイントであると考えます。さらに、災害規模に応じた防災・減災・避難対策と実効性の高い訓練の必要性を感じています。

このたびの災害時には、市民安全政策室をはじめ、災害対策本部や災害現場、避難所運営等に尽力いただいた職員のみなさまに、心から感謝いたします。しかし、今後も連続的に、あるいはさらに大きな災害があった場合には、どのように対処していくのか。ライフラインに支障が出た場合や、交通網が遮断されるケース、また広範囲にわたる被害が発生した場合なども想定しながら、対応策を考えていかねばならないのではないのでしょうか。

この間の地震や台風等の被害について、ふりかえりつつ、何ができなかったか、というよりは、今後、何が必要かという意味で課題について前向きに考えていきたいという思いで3項目の質問をいたします。

(1) -①②③)

1項目目として、被害状況についてお訊ねします。

今回の被害状況を把握することは、今後の災害対策に役立つため、確認しておきたいと思います。

1点目に、地震、および台風等による、公共施設の被害状況を教えてください。とりわけ、台風21号による被害については、議会に対し未だ報告をいただけていないので、よろしくお願いします。

2点目に各地域での（公共施設以外の）被害状況について、どのように把握されているのかを教えてください。

3点目にそれぞれの復旧状況はどのような進捗になっているのでしょうか。以上3点について、ご答弁を求めます。

< 答弁 >

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

まず、大阪府北部地震による公共施設の被害ですが、学校など建築物で63施設、道路や公園などで54カ所、台風第21号では、建築物や屋外設備等で72施設、土木施設では145カ所の被害がありました。いずれも緊急を要する被害施設は既に応急的な処理を完了し、残る施設についても順次修繕等を実施していきます。

次に、「公共施設以外の各地域での被害状況」ですが、市で把握している地震による家屋被害は、9月28日現在、大規模半壊1軒、半壊23軒、一部損壊が676軒の計700軒となり、地域別の割合は、北部地域が1%、西部13%、中部35%、東部51%です。台風第21号では半壊2軒、一部損壊が44軒です。

以上でございます。

公共施設の被害について、台風21号の方がさらに被害件数が多く、建物や屋外施設では、止々呂美残灰処理場の給水ポンプが水没で使用不能であるとか、消防本部ではエアコンの室外機の故障、保育所、幼稚園、学校やコミセン、市営住宅のほか、さまざまな被害があったようですが、あらためて台風の凄まじさを実感します。

(再1-①②③)

大阪北部地震においては、災害直後は応急措置をしながら国の査定を待っている、という状態のところがありました。その後の進捗はいかがでしょうか。

また、台風被害も併せて、今後復旧に要する費用について、概算でどれくらいが必要になると考えておられるでしょうか。ご答弁をお願いします。

< 答弁 >

「復旧の進捗、費用」について、ご答弁いたします。

まず、大阪府北部地震による被害のうち国の災害査定を申請したものは、土木被害が3件、学校施設被害が16件で、土木被害についてはすでに補助金交付の通知を受けており、学校施設被害は審査中です。

次に復旧費用ですが、大阪府北部地震及び7月豪雨については、今議会初日に、専決処分の承認を求めるにあたりご報告しましたとおり合計4億1,

779万9千円です。

また、それ以降の一連の台風にかかる復旧費は、現在被害状況を集約し費用の査定をしているところです。

以上でございます。

応急復旧等の補正として今議会に報告されたのは、職員の時間外勤務手当と、船場東1丁目・今宮の測量・調査や設計業務、がれき処分の委託費、学校5施設のクラックなどの補修工事、環境クリーンセンターの補修、また7月豪雨による船場東1の道路補修、今宮神田（じんてん）池、下止々呂美の道路補修ほか、の工事請負費等の合計約4億1800円という説明をいただいていた。

ただいまのご答弁では地震及び7月豪雨被害で予算が発生したのはこの補正分だけである、というものでしたが、地震による被害は、学校など建物が63施設、道路や公園で54か所でありましたので（またこちらについては6月28日に未定稿としていただいた資料が確定した情報である、とのことで、それは了解いたしました）、では、9月補正で説明された以外の施設の補修はどうなったのでしょうか。被害に対する対応がよくわかりません。

庁内で改修されたところもあると思いますが、福祉施設も含まれておりましたので、もう少し丁寧に、議会に対し情報提供していただけないでしょうか。

台風被害に関して、国の災害復旧制度の対象になるものがどれくらいあるのか、またどの程度の規模の被害であったのか、といったことも、なかなか議会には伝わってきません。

近隣市では、議会に対して災害に関する詳細な情報提供がしっかり行われていると聞いています。後日で結構ですので、議会に対し、地震災害の復旧状況やこの間の風水害被害の状況、および復旧等について、情報提供いただきますよう要望いたします。

(1-④)

4点目に、他市からの支援に関して、例えば可燃ごみについて言えば、7月は道路状況のために、また台風21号の時には停電のために、吹田市さんに200トン以上の可燃ごみの焼却をご強力いただきました。また富士宮市からは400枚のブルーシートをご提供いただいた、とのことですが、その他に他市から支援を受けたものについて教えてください。

<答弁>

「他市からの支援状況」について、ご答弁いたします。

まず、大阪府北部地震では、近畿地方整備局及び大阪府からリエゾン要員の人的支援並びに飲料水、ブルーシートの物資支援、自衛隊による給水支援、堺市、高石市、泉南市、兵庫県及び徳島県並びに両県下の市町から家屋被

害認定調査や建築物の応急危険度判定調査に係る人的支援、また、兵庫県芦屋市ほか9団体から見舞金をいただいたほか、日本水道協会による給水支援、日本財団による人的支援、箕面青年会議所ほか3団体による見舞金に加え、数多くの民間企業からもブルーシートや飲料水、食糧品の提供を受けています。

台風第21号では、ブルーシートの需要が高かったため、静岡県富士宮市のほか、競艇事業を通じて交流のある15市と締結している相互応援協定に基づき、三重県津市、愛知県蒲郡市、長崎県大村市、愛知県常滑市から合計千枚以上のブルーシートのご提供をいただきました。

以上でございます。

(2-①)

2項目目に、「市民の視点」からの防災を考えて、質問いたします。

1点目に、市民の防災・減災意識を高め、日ごろから可能な限り備えておくことが大切だと考えます。例えば、このたびの災害では、水や非常食の類が商店の棚からあっという間に消えた、という市民の行動から、少なからず普段からの備えが十分ではなかったことがうかがえます。また、例えば、自宅の家具の安全な配置や転倒防止、食器棚のロック等についても、事前に備えていた世帯とそうでない世帯との明暗が分かれたように見受けられます。危機意識や、防災・減災対策の知識は市民のなかでどれくらい普及しているのでしょうか。市の把握について伺います。

<答弁>

「市民の危機意識、防災・減災知識の普及」について、ご答弁いたします。

市では、市民の防災意識の向上を図るため、あらゆる手段を講じて防災意識の醸成にも努めてまいり、全市一斉総合防災訓練の様子や地区防災委員会の活動を見ると、これらの活動が始まった当初に比べ、市民の防災意識は確実に向上していると実感しています。

市民の意識調査は2年に一度の市民満足度アンケート調査で行っており、平成29年度の結果では、災害に備えて対策を講じている割合が62.4%でした。市としては是非とも100%をめざしたいところであり、今回の地震や風水害を体験し、また全国各地の災害が日々報道で伝えられる中、改めて災害

に対する備えの重要性を実感した市民も多いことと考えるので、この機を逃さず周知、啓発に活かしてまいります。

以上でございます。

市民満足度調査結果の対策を講じていると回答した62.4%には、飲料水を備えていることや、懐中電灯を枕元に用意しているといったたぐいのものも含まれていると考えられます。市民への意識調査を行うことで、市民の気づきを喚起することにもつながり、又それにより、なすべき対策も見えてくるかと思われまますので、市民の意識調査を検討いただきますよう、お願いしておきます。

(2-②)

2点目に、箕面市には、耐震診断費補助制度により、耐震診断を無料で受けることができる制度があります。また、住宅・建築物耐震改修促進事業（耐震改修・設計費補助制度）がありますが、この制度は、どれくらい市民に浸透しているでしょうか。市民の意識調査に組み入れつつ、広報にさらに力を入れていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

< 答弁 >

「住宅・建築物耐震改修促進事業の更なる広報」について、ご答弁いたします。

これまで、旧耐震基準の木造戸建て住宅の所有者に対し、ダイレクトメールの送付や耐震化をテーマにした市民フォーラムへの参加案内など、切れ目無く啓発を行うとともに、平成25年度からは耐震診断の無料化キャンペーンも実施し、これまで順調に補助件数を積み上げ、大阪府内でも毎年トップレベルの状況を維持しています。

このたびの大阪府北部地震の発生により市民の危機意識が高まり、耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修事業費に係る補助金交付申請件数は、すでに昨年度実績を大きく上回る状況となっておりますが、さらに多くの耐震化を促進するため、それぞれの経済事情に応じた施工内容の提案を行うなど、これまで以上に丁寧な案内に努めるとともに、市内の施工事業者との連携も一層に深め、より広く耐震化の勧めが行き届くよう工夫してまいります。

以上でございます。

(再2-②)

旧耐震基準の木造住宅については、DMを送付して、改修につなげる努力をしていただいた成果が表れているとのことで、評価したいと思います。そこで、これまでにDMを送付された件数と、そのうち耐震診断につながった件数、また耐震改修がおこなわれた件数はいかがでしょうか。また、未対策の住宅はどれくらいあるのでしょうか。

さらに、木造住宅以外の旧耐震基準の住宅はどれくらいありますか。またその住宅の所有者へのアプローチや、耐震診断の実施と耐震改修された件数なども教えてください。

<答弁>

「診断等の件数」等について、ご答弁いたします。

まず、平成27年度に約8,100人、平成29年度に約7,200人の旧耐震基準木造住宅所有者に対しダイレクトメールを送付しています。

耐震診断の補助申請件数は、平成27年度から本年9月末現在で1,095件、耐震改修は同じく281件です。現時点で未対策の戸数は約7千戸と推計しています。

次に、「木造住宅以外の住宅」についてですが、総務省の統計によると箕面市の非木造住宅は約3万棟で、うち約1万6千棟が旧耐震基準の年代に建築されていますが、耐震化実施に関するデータはありません。なお、非木造の住宅に対する耐震診断補助制度については、市ホームページで制度を紹介しており、これまでの補助件数は4件です。

以上でございます。

木造と非木造住宅の耐震診断の補助件数を比較すると、少なからずダイレクトメールの効果が表れているようです。防災・減災について、やはり耐震診断から耐震化につなげていただくことが大事だと思いますので、このような状況を見据え、引き続き、制度の周知と広報、相談・支援をお願いいたします。

(2-③)

3点目に、避難場所について質問いたします。個人的に、北部地震の後に防災に関する市民意見を募ったところ、一番多かったのが「避難所が遠くて行けない」「もっと近い場所に一時避難所をつくってほしい」というものでした。これらはご高齢者や、お身体の不自由な方、小さなお子さんのいらっしゃる方などですが、このような市民の切実な声を市はどのように受け止めておられるのでしょうか。ご答弁をお願いします。

< 答弁 >

「身近な避難場所の確保」について、ご答弁いたします。

本市では、最初に開設する避難所は、“小学1年生でも歩ける距離”として、小学校を基本に校区に1か所ずつ指定しています。「避難所が遠い」等のご意見をいただくことはもちろんありますが、防災改革以前、大量の避難所を開設しても、運営体制が整わず支援の手も届かない状況になっていた反省から今の体制を構築したものであり、見直す予定はありません。

ご高齢の方や小さな子ども連れなど避難に時間がかかる方のために、風水害が予想される場合は天候が荒れる前の明るいうちに避難できるよう、早い段階で避難所を開設し、避難準備・高齢者等避難開始を発令しています。

なお、予測外の天候の急変や局地的豪雨等により、他の校区の避難所へ避難を希望される市民のご要望に対しては、現在も適切に対応しています。

以上でございます。

「いつも小学1年生でも歩ける距離」という考えを示されますが、それは一人ひとりの市民の状況を見ようとしないで、机の上で考えているように思えます。近くの公共施設や、民間施設を協定により開放していただくなどで、一時避難場所として活用できないでしょうか。それが災害弱者にとっては、安心につながります。

地域の事情に応じて、地域住民が話し合い、一時避難として地域の施設等を使えるように再考をお願いいたします。

(2-④-1)

4点目に、災害弱者への対応について伺います。健康福祉部が把握している要援護者以外の方々へのフォロー実態についての把握と課題についてご答弁を求めます。

また、インターネットを使用しない市民への情報提供について、どのように配慮されているでしょうか。

さらに、ラジオが聴けない地域や、停電時にはパソコン、携帯も使いづらくなります。情報が無いのは、何にもまして不安なものです。市の対応策についてご答弁をお願いします。

< 答弁 >

「健康福祉部が把握している要援護者以外の方々へのフォロー実態についての把握と課題」について、ご答弁いたします。

なお、土砂災害により避難所に避難する必要があるレッドゾーン内の世帯やハイリスクエリアについては、順次、戸別受信機や高性能防災スピーカーを設置する予定で、すでに予算もお認めいただいているところです。
以上でございます。

(2-④-2)

おっしゃるように、日ごろからの関係づくりが大変大事であるとのこと、私も同感です。
なお地域では民生委員さんらが安否確認や声掛けを行ってくださっていることも承知しています。ご答弁にありましたように、より多くの方が地域コミュニティに参加できるように、何ができるかとともに、日ごろから地域で人権意識を高めるための取り組みが必要であると考えています。

また台風被害について、瓦が飛び、ブルーシートを張るにも、高齢や障害等のために作業ができない世帯がありました。業者も手一杯という状況であったため、大変困惑されたであろうと想像します。このような困りごとについての支援体制についてはどのように考えておられるでしょうか。

<答弁>

「建設業者が手一杯の時の支援体制」について、ご答弁いたします。

ご自宅の屋根や外壁の応急復旧については、ご自身で対応できない場合もあり、その際には、箕面市建設業協同組合の紹介や、ボランティアセンターへの相談を推奨するなど、可能な限りの対応をしています。

以上でございます。

市のボランティアセンターでは、屋根の上の作業についてはマッチングできない、とされています。市内のボランティア希望者で対応できなければ、他県も含めて作業してもらえるスタッフを探すなどできないものでしょうか。他市ではそのような活動をされているところもあります。箕面市では業者さんを紹介してくださっていますが、そこも直ぐには対応できない状況となっております。そんななか、自然災害は続けてやってくるものなので、今後に向けて対応策を検討願います。

(2-⑤)

5点目に、大阪北部地震では、保育所の開設について、箕面市は3日間閉所され、再開されたのは、近隣市のなかでは最も遅い開所でした。保育所に預けられないということは、緊急時に親族に頼ることができない保護者にとっては、切実な問題です。内閣府は女性の視点を入れた災害対策を各地方自治体に推奨していますが、その中でも保育所の早

期開設について挙げています。市の考え方についてご答弁ください。

< 答弁 >

「保育所の早期開設」について、ご答弁いたします。

先ず6月18日午前7時58分に地震が発生したのち、「震度5弱以上の地震発生時には閉園する」と市で取り決めをしていることから、市内全公民保育施設について途中閉園し、登園児童については、保護者の迎えを依頼しました。

翌日の19日については、断水している保育施設も含め、すべての公民保育施設を開園する方向で各園と調整を行い、建物に大きな被害を受けた園や保育士を確保できない園など数園を除いて、通常通り開園することとしていましたが、19日未明に震度3程度の大きな余震があったことから、子どもの安全確保を最優先に考え急遽、全園閉園の決定を行いました。

さらに20日については、本市を含む地域に豪雨の予報が出たことを受け、震災による地盤や建物などの被害を考慮し、複合的な災害が生じる可能性もあることから、引き続き、子どもの安全確保の視点から全園閉園の決定を行い、各園を通じ前日に保護者に連絡を行ったものです。

地震や台風などの災害被災時等についても、施設の安全や保育体制の確保など安全に子どもを保育することが可能と判断できれば保育園を開園することを基本として運営しています。これは、災害時でも勤務せざるをえない職種 of 市民もおられることなどから、保育施設の社会的な役割という観点からも施設を開設すべきと考えているものです。

以上でございます。

(2-⑥)

6点目に、防災訓練について質問します。さきほどご紹介した市民意見では、「防災訓練が生かされたとは思わない」と感じた人が圧倒的でした。ただし、中部や東部のある地域の方から、しっかり生かされたというご意見もありました。(これは、あくまで私が個人的におこなった調査の範囲でのことなので、誤解のないように)

また、「訓練に参加したことがない」という人も多く、あらためて訓練の実施方法とともに、検討の余地があるのではないのでしょうか。1月17日の訓練はイベント的なものとし

て位置づけ、他に地域特性に応じて、また災害のレベルを想定した、よりリアルな訓練を実施すべきではないでしょうか。

< 答弁 >

「全市一斉防災訓練に加えて、よりリアルな訓練の実施」について、ご答弁いたします。

本市では、防災訓練などで住民の皆さんにあまりに過度な負担をかけては長続きしないとの考えから、市からお願いするのは年に1回の全市一斉防災訓練のみとし、加えての訓練を地域で行われる際には、職員を派遣するなどして支援しています。

今後につきましても、今回のような停電時への対応など、これまでの訓練で実施していなかった事態も想定しながら、地域と市が一体となって全市一斉総合防災訓練に臨むことで、さらなる防災意識の向上に努めていきます。

以上でございます。

全市一斉防災訓練は、ウイークデイの場合は参加できる市民が限定されています。地域単位で多世代が参加し、例えば委員会でご紹介いただいたHUG訓練などを活用しながら、参加者を増やし、気づきのある取り組みが必要ではないでしょうか。またそういった取り組みを通じて、昨日も避難所についての質疑がありましたが、市民を市が協働で運営できる体制が進むようお願い、2項目の質問を終わります。

(3-①)

3項目目に、その他の課題についてお伺いします。

1点目に、防災公園について伺います。新船場駅周辺における防災広場・防災公園についてはどのように設計されているのでしょうか。

< 答弁 >

「新船場駅周辺の防災広場、防災公園の設計」について、ご答弁いたします。

箕面船場阪大前駅周辺の整備においては、地区内デッキと地上部の駅前広場においてオープンスペースとして確保します。これらは、防災広場、防災公園として設計されたものではありませんが、広さや周辺状況から延焼のおそれはなく、災害時における家族の集合場所など、周辺住民がいざという

きに事前に取り決める場所として有効に活用していただければと考えています。

以上でございます。

(3-②)

2点目に、地震時には、市独自の災害支援金が交付されましたが、台風21号の被災者については、どのように考えているでしょうか。昨日も同様の質問が行われておりましたが、あらためてお伺いします。

< 答弁 >

「台風第21号における災害支援金」について、ご答弁いたします。

先の尾上議員にご答弁しましたとおり、本市では大阪府北部地震で被災された場合に、最大5万円を支給する災害支援金制度を創設していますが、台風については大阪府北部地震以降4度にわたり関西に上陸し、その都度、市内の一部に被害が発生したものの、支援対象となる台風の大きさや被害の規模など明確な基準がなく、公平性の観点も含め、現時点で台風第21号は制度の対象としていません。

以上でございます。

(再3-②)

市民にとっては、地震であれ、台風であれ、家屋が半壊、一部損壊するという被災状態に置かれているわけであり、だからこそ、近隣自治体において、市独自の支援策をとっているのではないのでしょうか。同程度の一部損壊であるのに、地震だから支援を受けることができ、台風なら支援がない、というのであれば、公平性があるという説明は、説得力をもたないでしょう。

台風被害については、支援対象となる台風の規模や被害規模などの明確な基準がない、とのことですが、地震については、明確な基準が定められているのでしょうか。

< 答弁 >

「地震における災害支援金の明確な基準」について、ご答弁いたします。

大阪府北部地震では、本市を含む13市町において災害救助法が適用され、

被害規模が大きく、被害家屋も広範囲にわたり、かつ、一部損壊家屋が多数に及んだことから、緊急性を要するものと判断し、同制度を創設したものです。

一方、台風を含む風水害については、今回に限らず、過去の台風等でも被害は発生しており、また今後も当然発生が予想されるものです。それらとの公平性の確保や制度の継続性、財源の確保等を一切鑑みず、単に大阪府北部地震と近い時期に起きた台風被害であるからという理由のみをもって今回の台風第21号のみを支援金の対象とすることは適切ではないと判断し、先ほどもご答弁しましたとおり、現時点で制度の対象としていません。

以上でございます。

地震についても、どの大きさから支援になるのか、ご答弁にはありませんでした。要するに「災害救助法が適用されるか、」が目安になっているようですね。

「現時点で」とのご答弁でしたので、是非前向きにご検討くださいますよう、要望とさせていただきます。

(3-③)

最後になりますが、内閣府は各地方公共団体に対し、防災会議に女性の視点で発言できる委員を加えるよう奨励しています。この件について、これまでも質疑・提案・要望してきましたが、あらためて市の考えをお聞かせください。

また、防災・減災を先進的にとりくんでいる自治体では、女性の防災リーダーの育成をおこなっています。箕面市も積極的に取り組んでいただきたいと要望し、提案いたしますが、いかがでしょうか。

< 答弁 >

「防災会議における女性委員、女性による防災リーダーの育成」について、ご答弁いたします。

まず、防災会議への女性委員の参画についてですが、これまで何度もご答弁しておりますとおり、防災会議の委員の選任については、防災関係機関から防災対策の責任ある職にある方をご推薦いただいているもので、例えば現在は、陸上自衛隊第36普通科連隊第三中隊長、箕面警察署長、箕面市医師会会長などにご就任いただいています。今後、それら防災関係機関の責任あ

る職に女性が就任できれば、必然的に委員に任命されるものです。なお、現在の防災会議は、26人の委員のうち、箕面市社会福祉協議会会長が女性です。

次に、女性の防災リーダーの育成についてですが、地区防災委員会にあって同じく、各種団体の会長職等の方々に役員をお願いしており、現時点で女性比率は20%程度ですが、女性が地域活動により積極的に関わりを持っていただき、地域のリーダーとしてご活躍いただけるよう支援をしていきたいと考えています。

また、防災を所管する市民安全政策室においても、防災改革を実施した平成23年度以降、必ず女性職員を配属しており、地区防災委員会スタッフにおいても3人のうち1人は女性職員を充てるなど、積極的に女性職員が防災行政に携わるようにしています。

以上でございます。

防災会議のメンバーについてですが、「防災関係機関から就任いただいている」とのご答弁でした。しかし法的には市長が必要と認めれば委員として就任いただくことが可能であり、現に他市においては大学教員などの女性研究者、NPO・女性・高齢者・障害者団体等の女性代表者を指名している例があります。さらに内閣府の指針において、女性委員の割合を高めること、とあります。

また箕面市の地区防災委員会スタッフに、1名の女性職員が充てられていますが、リーダーはみな男性ではなかったでしょうか。

防災に男女協働参画の視点からの取り組みを進めてくださるよう、再度、要望いたします。

本日は、この間の災害を経験したなかでの課題を、今後の取り組みについて、質問・提案を行いました、まだまだ他にも課題はありますので、今後も議論を重ねていきたいと考えています。そして私もともに汗をかいていく決意であることを申し上げて、この一般質問を終わります。

以上